

2 平成27年秋の会社法人等番号に関する改正

1. 会社法人等番号の導入

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の商業登記法7条の規定により、商業登記簿には特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号である会社法人等番号が記録されることとされた。

【改正後の商業登記記録の体裁】

会社法人等番号	1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2
商号	第一商事株式会社
本店	東京都千代田区三崎町一丁目1番1号
公告方法	東京都において発行する日本経済新聞に掲載してする

2. 不動産登記への影響(平 27. 10. 23 民二 512 号)

(1) 不登令7条1項1号イの規定により会社法人等番号が提供された場合の取り扱い

申請人が会社法人等番号を有する法人である場合には、当該法人の会社法人等番号を提供しなければならないとされた(令7 I ①イ)。

申請人の会社法人等番号を提供するときは、不登令3条1号の「申請人の名称」に続けて記載して差し支えない(平 27. 10. 23 民二 512 号)。

(2) 不登規36条1項各号の規定により登記事項証明書が提供された場合の取り扱い

申請人が会社法人等番号を有する法人である場合であっても、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書又は支配人等の権限を証する登記事項証明書を提供したときは、会社法人等番号の提供を要しないとされた(令7 I ①イ・規36 I 各号)。

また、この登記事項証明書はその作成後1カ月以内のものでなければならない(同II)。

3. 不動産登記申請書への影響（法務省ホームページ）

登記申請書

登記の目的	所有権移転		
原因	平成27年11月1日売買		
権利者	〇〇市〇〇町一丁目5番6号		
	株式会社〇〇		
	(会社法人等番号 1234-56-789012)	※1	
	代表取締役 甲 野 一 郎		
義務者	〇〇郡〇〇町〇〇34番地		
	一般社団法人〇〇		
	(会社法人等番号 5678-90-123456)	※1	
	代表理事 乙 野 次 郎		
添付情報			
	登記原因証明情報	登記識別情報（登記済証）	印鑑証明書
	住所証明情報 ※2	会社法人等番号 ※1	代理権限証明情報 ※3
代理人	〇〇市〇〇町二丁目12番地		
	司法書士法人〇〇		
	(会社法人等番号9012-34-567890)	※3	
	代表社員 丙 野 三 郎 印		
	連絡先の電話番号 00-0000-0000		
課税価格	金何円		
登録免許税	金何円		

- ※1** 申請人（権利者・義務者）に会社法人等番号をカッコ書きで記載又は記録資格証明情報の提供に＜代えて＞会社法人等番号の提供
→添付情報には「会社法人等番号」と記載 （注）「資格証明情報」とは書かない
- ※2** 権利者が法人の場合、会社法人等番号を記載又は記録すれば住所証明情報（登記事項証明書）の＜提供は省略＞可
→ 添付情報には従来通り「住所証明情報」と記載
- ※3** 司法書士法人が申請代理人となる場合、代理権限証明情報の具体的書面としては原則として「①委任状等」のほか、当該司法書士法人の資格を証する情報として「②登記事項証明書」を提供する必要があるが、「代理人」の箇所に会社法人等番号を記載すれば②の＜提供は省略＞可
(概括記載・具体的記載ともに影響はない)

～以下 法務省ホームページより～

会社の商号又は本店に変更があった場合の申請書の様式・記載例

登 記 申 請 書

登記の目的 1 番所有権登記名義人名称（又は住所）変更

原 因 平成27年10月14日商号変更（又は本店移転）

変更後の事項 商号 法務商事株式会社
（又は本店 ○○市○○町一丁目34番地）

申 請 人 ○○市○○町一丁目34番地
法務商事株式会社
（会社法人等番号 1234-56-789012）（注1）
代表取締役 法 務 太 郎 印

添付情報

登記原因証明情報（注2） 会社法人等番号（注3） 代理権限証明情報

（注1） 申請人である会社の会社法人等番号を記載する。なお、会社の登記事項証明書（作成後1か月以内のものに限る。）を添付する場合は、会社法人等番号の記載は不要。

（注2） 登記原因証明情報として、会社の登記事項証明書を添付する。
ただし、登記記録上の商号、本店について、商号を複数回変更している場合や管轄登記所を異にする本店の変更（移転）をしている場合は、現在の登記事項証明書（履歴事項証明書）によっては、変更を証明できない場合があるので、その場合は登記記録上の表示から現在までの変更の経緯が分かる閉鎖事項証明書や閉鎖登記簿謄本を添付する。
なお、申請人欄に会社法人等番号を記載する場合（注1）には、履歴事項証明書や当該会社法人等番号が記載されている閉鎖事項証明書を添付する必要はない。

（注3） 申請人欄に会社法人等番号を記載する場合（注1）には、「会社法人等番号」と記載する。なお、登記事項証明書（作成後1か月以内のものに限る。）を添付する場合には、「登記事項証明書」と記載する。

4. 商業登記法への影響

平成27年10月5日から、商業登記法の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている**登記事項証明書**は、申請書に**会社法人等番号を記載した場合には添付を省略**することができるようになった（商業登記法19条の3，商登規36の3）。

～以下 法務省ホームページより～

会計参与が重任する場合

会計参与が個人である場合には、資格者団体が発行する資格証明書を添付します。会計参与が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書を添付します。ただし、申請する登記所と同一の登記所に当該法人の登記がある場合には、登記事項証明書の添付を省略することができます。また、申請する登記所と同一の登記所に当該法人の登記がない場合でも、申請書に当該法人の会社法人等番号を記載することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。この場合には、以下のように記載します。

登記事項証明書	添付省略
(会社法人等番号 1 1 1 1 - 1 1 - 1 1 1 1 1 1)	

持分会社の登記

登記事項証明書 1通

(注) 法人が組織変更後の社員（合同会社では業務執行社員） になるときに必要となります。ただし、申請する登記所と同一の登記所に当該法人の登記がある場合には、登記事項証明書の添付を省略することができます。また、申請する登記所と同一の登記所に当該法人の登記がない場合でも、申請書に当該法人の会社法人等番号を記載することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。この場合には、以下のように記載します。

登記事項証明書	添付省略
(会社法人等番号 1 1 1 1 - 1 1 - 1 1 1 1 1 1)	

合併の登記

消滅会社の登記事項証明書 1通

(注) 申請する登記所と同一の登記所に消滅会社の登記がある場合には、添付を省略することができます。また、申請する登記所と同一の登記所に消滅会社の登記がない場合でも、申請書に消滅会社の会社法人等番号を記載することにより、添付を省略することができます。この場合には、以下のように記載します。

消滅会社の登記事項証明書	添付省略
(会社法人等番号 1 1 1 1 - 1 1 - 1 1 1 1 1 1)	

【登記事項証明書の添付を省略する場合の会社法人等番号の申請書への記載方法】

1. 事	吸収合併による変更	
1. 登	○年○月○日次のとおり変更 発行済株式の総数 ○株 資本金の額 金○円 同日大阪市○○○株式会社△△を合併	
1. 課	金○円	
1. 税	増加した資本金の額×1.5/1,000 (ただし、消滅会社の合併直前における資本金の額として登録免許税法施行規則に規定する金額を超過する部分については1,000分の7, 計算額が3万円未満のときは金3万円) (登録税別表1, 1, 24(1)へ)	
1. 添	吸収合併契約書	1 通
	株主総会議事録	2 通
	種類株主総会議事録	○通
	公告及び催告をしたことを証する書面 異議を述べた債権者はいない	○通
	資本金の額の計上に関する証明書	1 通
	登録免許税法施行規則 12 条 5 項の規定に関する証明書	1 通
	株券提供公告をしたことを証する書面	1 通
	消滅会社の登記事項証明書 添付省略 (会社法人等番号 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2)	
	委任状	1 通

5. 商業登記申請書に登記事項証明書の添付が必要とされる場面

【登記事項証明書の添付が必要な場合】

会計参与関連		① 法人である会計参与の就任（商登 54Ⅱ②） ② 法人である会計参与の名称変更（商登 54Ⅲ）
会計監査人関連		① 法人である会計監査人の就任（商登 54Ⅱ②） ② 法人である会計監査人の名称変更（商登 54Ⅲ）
仮会計監査人関係		① 法人である仮会計監査人の就任（商登 55Ⅰ③） ② 法人である仮会計監査人の名称変更（商登 55Ⅱ・54Ⅲ）
組織再編関連	組織再編による設立登記	組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人として、法人を定めたとき（商登107Ⅰ④・114・123）
	組織変更	法人である設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したとき（商登81③・47Ⅱ⑩ロ）
	新設合併	法人である設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したとき（商登86③・47Ⅱ⑩ロ）
	新設分割	法人である設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したとき（商登90③・47Ⅱ⑩ロ）
	株式移転	① 吸収合併消滅会社の登記事項証明書（商登80⑤） ② 新設合併消滅会社の登記事項証明書（商登81⑤） ③ 吸収分割会社の登記事項証明書（商登 85⑤） ④ 新設分割会社の登記事項証明書（商登 86⑤） ⑤ 株式交換完全子会社の登記事項証明書（商登 89⑤） ⑥ 株式移転完全子会社の登記事項証明書（商登 90⑤）
持分会社関連 ※		① 持分会社の設立登記の際に、社員に法人がいる場合（商登 94②イ③・111・118） ② 組織変更後持分会社の社員に法人がいる場合（商登 77⑥イ・⑦） ③ 吸収合併存続持分会社に法人である社員が加入する場合（商登 108Ⅰ④・115Ⅰ・124） ④ 新設合併設立持分会社に法人である社員が加入する場合（商登 108Ⅱ⑤・115Ⅰ・124） ⑤ 吸収分割承継持分会社に法人である社員が加入する場合（商登 109Ⅰ④・116Ⅰ・125） ⑥ 新設分割設立持分会社に法人である社員が加入する場合（商登 109Ⅱ④・116Ⅱ・125） ⑦ 株式交換完全親合同会社に法人である社員が加入する場合（商登 126Ⅰ④） ⑧ 持分会社が合資会社になる種類の変更をする場合において法人である社員が加入する場合（商登105Ⅰ③）

※ 合同会社においては、業務執行社員に法人がいる（加入する）場合